

# 令和5年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第4回福岡地方最低賃金審議会

- 1 日時 : 令和5年8月10日(木) 16:55~17:30
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室C
- 3 出席者 : 【公益代表委員】 3人(定数5人)  
大坪 知弘  
大坪 稔  
丸谷 浩介(会長)  
  
【労働者代表委員】 5人(定数5人)  
河村 敏昭  
小陳 武志  
長嶋 良昭  
野中 篤志  
松本 茜  
  
【使用者代表委員】 5人(定数5人)  
伊藤 優子  
中村 年孝  
初田 寿  
松本 恭子  
吉岡 秀樹  
  
【福岡労働局】 小野寺 労働局長  
田村 労働基準部長  
諏訪田 賃金室長           ほか
- 4 主要議題
  - (1) 福岡県最低賃金の改正決定について
  - (2) その他
- 5 審議内容

会 長 本日は天候が悪く交通機関が乱れる中、更に2時間も押して始めるなど、デートだったら怒って帰るような時間帯ですが、皆様には大変御迷惑をお掛けして誠に申し訳なく思っております。

それでは、ただ今より、令和5年度第4回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は公開となっております。

本日の委員の出欠及び定足数について、事務局に報告をお願いします。

賃金指導官 本日は公益代表委員の高田委員と平井委員が欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数を満たしていますので、本会議は成立していることを御報告します。

会 長 ありがとうございます。

本日の議事録の署名は、

労働者代表委員 松本茜委員

使用者代表委員 伊藤委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松本(茜)委員

伊藤委員

(承諾)

会 長 では、本題に入ります前に、他県の審議状況につきまして事務局より説明をお願いします。

賃金室長 事務局から説明いたします。

昨日までに33局で結審しております。九州各県では、現時点で結審に至ったという情報は入ってきておりません。

Aランクにつきましては8都府県全てが、Bランクにつきましては28道府県のうち24道府県、Cランクにつきましては13県のうち3県で結審しております。

福岡と同じBランクで近隣の局についてお伝えいたしますと、中国地方の広島が目安通りの40円の引上げで8月4日で結審しております。山口が目安通りの40円の引上げで8月7日に結審しております。岡山が目安通りの40円の引上げで8月7日に専門部会で結審しております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何か御質問などございますでしょうか。

各 委 員

(な し)

会 長

それでは、議事に入ります。議事（１）の「福岡県最低賃金の改正決定について」です。

福岡県最低賃金の改正決定につきましては、7月6日に福岡労働局長から諮問を受け、専門部会において具体的な金額改正の審議を行っていただいたところですが、本日、専門部会において部会報告がまとまったところです。私が会長と部会長を兼ねておりますので、既に報告を受け取った形としております。

事務局は報告書写しを配付し、読み上げてください。

事 務 局

(報告書(写)配付)

賃金指導官

(報告書(写)朗読)

会 長

ありがとうございます。

ただ今、報告書を読み上げていただきましたけれども、この内、別紙1に公益委員見解が書かれていると思いますが、従来、採決をするに当たってもこのように公益委員見解をお配りすることはなかったのですけれども、今年度におきましては、色んな事情に鑑み、そして、公開を原則とするという本審の考え方にできるだけ配慮するという観点から、このようにお付けしているところであります。審議の中身を多少見える化させていただこうということでございます。多少長いですが読み上げさせていただきます。我々公益委員としての見解です。

令和5年度公益委員見解

公益委員としては、本年度の最低賃金について、41円の引上げを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

1. 福岡地方最低賃金の改正決定にあたり、最も重要な要素となるのは最低賃金法第9条第2項の3要素であり、福岡地方最低賃金は福岡地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。もっとも、令和5年7月6日付福岡労働局長発福岡地方最低賃金審議会宛「福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)」は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配慮」することを求めており、これら閣議決定が地域間格差の是正を図ることを重要視していることに鑑み、中央最低賃金審議会が示す目安への配慮は不可欠である。また、地方最低賃金審議会が最低賃金改正決定を行うにあたり、最低賃金法が法所定の考慮要素以外を考慮してはならない旨定めておらず、むしろ当審議会で用いた福岡県にお

る各種の客観的資料に基づき検討することも許容される。本公益委員見解はまず福岡県における法定3要素を検討した上で、各種客観的資料に基づいた事項を併せて総合的に検討した。

2. 中央最低賃金審議会も繰り返し確認しているように、中央最低賃金審議会が示す目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、当審議会の審議決定を拘束するものではない。当審議会は福岡県の経済・雇用の実態を見極めつつ、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、地域間格差の是正を図ることを考慮するものである。法定3要素のうち労働者の生計費については、消費者物価の高騰に対して消費が追いつきつつあるが、未だその効果は一様でなく、更に価格転嫁が進むことも予想され、消費者物価の上昇が続く中では最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなってくるものと考えられる。労働者の賃金につき福岡県では高水準の賃上げが見られ、特に人手不足分野を多く含む求人平均賃金状況で50円の引上げが見られるなど、堅調な新規採用意欲が見られる。通常の事業の賃金支払能力では業況判断に明るい兆しが見られるものの、エネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことにも考慮しなければならない。加えて、価格転嫁の二極化が進行しており、国内企業物価指数が消費者物価指数を上回る状況に鑑みると、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。令和5年度福岡地方最低賃金の改正にあたって福岡地域の労働者の生計費、とりわけ消費者物価指数の昨年10月以降の対前年同月比を重視すべきとする点は当審議会公労使委員の一致するところである。福岡市と北九州市における消費者物価指数の対前年同月比平均値は3.85%であり、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者が少なくない福岡県においては、これら労働者の購買力を維持強化する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。これに加え、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気・ガス価格激変緩和対策事業の本年10月分以降の扱いが不透明であるなど、企業物価と消費者物価の上昇も懸念される。他方で、目安との乖離については慎重に検討せざるを得ない。これらを総合的に勘案すると、令和5年度福岡地方最低賃金額は41円(4.56%)の引上げが妥当である。

以上により、令和5年度福岡地方最低賃金額は中央最低賃金審議会Bランク目安に1円を加えた41円とすることが妥当であるとの結論に達した。

ただ今の私が読み上げました部分につきましては、公益委員見解ですので御意見、御質問を受けることはできませんけれども、全体の報告書案につきまして、あるいはその説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

各 委 員

(な し)

会 長

よろしいでしょうか。

それでは、福岡地方最低賃金審議会において、「福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書」に記載された福岡県最低賃金時間額 941 円、引上げ額 41 円について、最低賃金審議会令第 5 条に基づき採決を行います。その前に、労使でそれぞれで協議が必要な時間がありますでしょうか。必要でしたらお申し出ください。

各 委 員 (必要なし)

会 長 よろしいですか。

では、進めさせていただきます。

それでは、「福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書」に記載された福岡県最低賃金、時間額 941 円、引上げ額 41 円について採決を行います。

事務局は定足数の確認をお願いします。

賃金指導官 審議会における議決のための定足数ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により、委員の 3 分の 2 以上又は公労使委員の各 3 分の 1 以上の出席が必要となります。

本日、会長を含めた出席者数 13 名で、委員の 3 分の 2 以上の出席です。

議決成立のための定足数を満たしております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、福岡県最低賃金について採決を行います。

今、報告のありました改正金額の案に反対の方、挙手をお願いします。

続けて、賛成の方、挙手をお願いします。

それでは、事務局で、それぞれの人数を発表してください。

賃金指導官 賛成の方が 7 名、反対の方が 5 名です。

最低賃金審議会令第 6 条第 6 項で準用する第 5 条第 3 項により、採決は出席委員の過半数をもって決することになっています。本日の過半数は 7 名です。

したがって、ただ今の採決は、会長を除く出席委員の過半数を賛成の方が占めております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

これによりまして、本年度の福岡県最低賃金につきましては、時間額 941 円、引上げ額 41 円に採決されました。

次に、付帯決議、引上げ金額を記載しました報告書を含めた答申文（案）につ

いて採決を行います。

事務局は、答申文（案）を配付して、読み上げをお願いします。

事務局

（答申文（案）配付）

賃金指導官

（答申文（案）朗読）

会長

ありがとうございます。

答申文（案）の採決を行う前に、何か御意見はございませんか。

各委員

（なし）

会長

それでは、答申文（案）について採決を行います。

反対の方、挙手をお願いします。

続けて、賛成の方、挙手をお願いします。

事務局で、それぞれの人数を発表してください。

賃金指導官

賛成の方が7名、反対の方が0名です。

ただ今の採決は、会長を除く出席委員の過半数を賛成の方が占めております。

会長

採決の結果、答申文（案）が採決なされました。

それでは、ただ今より労働局長へ答申します。

（答申文手交）

会長

ここで、労働局長から御挨拶をいただきます。

局長

（答申文に対するお礼の挨拶）

会長

ありがとうございました。

事務局は、答申文を配付してください。

事務局

（答申文（写）配付）

会長

どうもありがとうございます。

答申文については先ほどと同じですので、説明は割愛させていただきます。

これまで、委員の皆様におかれましては、本日、天候と議論の内容が非常に難しい状況の中で、難しい問題に審議を重ねていただき、真摯にこの問題に向き合

っていただきまして、誠に感謝しております。本日、答申を行うことができ、安心していただくとともに皆様に感謝申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、次に議事(2)の「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

(意見の公示、異議審等の今後の日程について説明)

会長

ありがとうございます。

先ほど説明がありましたように、最短で10月6日発効ということになりますので、よろしくをお願いします。

それでは、これもちまして、本日の第4回福岡地方最低賃金審議会は閉会といたします。

大変お疲れ様でした。

署名

公益代表委員

丸谷 浩介

労働者代表委員

松本 西

使用者代表委員

伊藤 優子